

役員退職慰労金支給規程

平成24年 4月 1日 制定

平成26年 4月 1日 改訂

役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ソフトウェア協会（以下「本協会」という。）の役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、報酬のある役員（役員報酬規程第2条による役員。以下「役員」という。）に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退職慰労金を減額し、又は支給しない事ができる。

(1) 退職にあたり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本協会の事業運営に重大な支障をきたした場合。

(2) 退職にあたり、本協会の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た本協会の機密を漏らし、本協会に損害を与えた場合。

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合。

(4) その他、前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認めた場合。

(支給基準)

第3条 在職各年の報酬年額の1か月分を積み上げた額を算定額とする。なお、総務委員会（会長、副会長で構成）において、当該役員の業績又協会の財務状況を鑑みて、算定額の10%を限度として加減算することができるものとする。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職月数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

2 在職月数は1月単位とし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。

(退職慰労金の支払)

第5条 この規程による退職慰労金は、完全に引き継ぎ事務が完了し、かつ、本協会に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、以後原則として2月以内に支払うものとする。

(補 足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議決を得て実施することができる。

<附則>

この改訂規程は、平成26年4月1日より実施する。